

卷之五

可後云

開抄

第拾之... 三十一号...

舊館縣地方為便... 後縣被...

為身同度出張所相設... 後縣...

者森縣出張所... 不便利且...

設之有之元松前... 出張所...

負設完等之相用申度... 後縣...

苗時大起省... 後縣...

將之前例... 後縣...

目石

開抄

屬之建家共悉皆尚便  
被竹牙皮此後年何法也

明正六年二月廿八日

開抄官憲南法隆

正院

正院

伺之道

正院

明正六年二月廿八日

弟抄書

正院

系抄以高正院法隆

先取魯家字海月... 待踏遇  
... 禮曲... 執約...  
... 旅難... 爲未更...

開抄